



概要版

東久留米市地域福祉計画（第4次改定）

〔東久留米市成年後見制度利用促進基本計画、東久留米市再犯防止推進計画〕



令和7年 月

東久留米市

地域福祉計画の改定にあたって

計画改定の趣旨

東久留米市（以下「本市」という。）では、平成 27 年度に 10 年間を計画期間とする「東久留米市地域福祉計画（第 3 次改定）」（以下、「第 3 次計画」という。）を策定し、自助・互助・共助・公助によるまちづくりを推進してきました。

このたび、第 3 次計画の計画期間が令和 6 年度末をもって終了することから、本市を取り巻く状況、国や東京都の政策動向等を踏まえ、今後 10 年間の社会の動きを念頭において、「東久留米市地域福祉計画（第 4 次改定）」（以下「本計画」という。）を新たに策定します。

本計画では、これまでの成果を生かしながら、市民、市民が中心となる地域活動、関係団体、事業者、関係機関が主体的に参画し、分野を超えた協力と連携を一層図ることで、誰もが自分らしく、安心して暮らすことのできるまちづくりをともに進めていくことを目指します。また、地域福祉として進める支援や仕組みづくりは、成年後見制度の普及や再犯防止のまちづくりにも有効であることから、本計画は、地域福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画の 3 計画を一体的に策定するものです。

計画の位置づけ

本計画に盛り込む 3 つの計画は、法律に位置づけられた法定計画です。

- 地域福祉計画は、「社会福祉法」第 107 条に規定された市町村地域福祉計画
- 成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に規定された市町村成年後見制度利用促進基本計画
- 再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に規定された地方再犯防止推進計画

計画の期間

本計画に盛り込む 3 つの計画は、令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度までの 10 年間を計画期間とします。

計画の基本的な考え方

計画の基本理念

今後 10 年間の地域福祉を進めるための基本的な考えを示す本計画の基本理念は、次のとおりです。



世代も分野も超えてともに支え合う 誰もが主役の『東久留米の地域づくり』



人生 100 年時代を迎えるとともに、価値観の多様化や多文化共生の考えがますます広まる社会においては、“つながり”がこれまで以上に重要なキーワードとなっています。今回の市民アンケートにおいても“地域のつながり”の必要性を感じる市民が7割を超えています。

本市が第3次計画で進めてきた「新たな“つながり”づくり」の核となる“「支援付き地域」づくり”の思想は、結果として、国の地域共生社会の理念に先駆けたものといえることから、本計画においてもこの思想が普及・発展するよう、多様な地域資源と自然環境、デジタル技術を活用しながら、世代も分野も超えた支え合いの広がり、その活動を通じて誰もが自分のできることで参画する、自助・互助・共助・公助のバランスのとれた地域づくりを進めることを基本的な考えとします。

なお、地域福祉は様々な分野との連動・連携が不可欠であることから、基本理念には“福祉”という言葉に代えて“地域づくり”という言葉を用いています。この意図は、福祉を出発点として幅広いつながりを進めることで、本市のまちづくりの基本理念である「みんなが主役のまちづくり」（第5次長期総合計画）の実現を図ることを表現しています。

基本目標と施策体系



基本目標の内容	施策
☐ 「つながり」と「支え合い」が溢れる地域づくりを目指して、地域福祉の基盤となる市民同士の日頃からの交流やつながりが広がるよう取り組みます。 ☐ 地域の中で市民主体の互助活動が活発になるよう、地域資源の活用、人材育成、活動の場づくりに取り組みます。 ☐ より多くの人や組織との連携を進め、誰もが地域や社会とつながるための支援の充実と、自治会の枠を超えて支え合う取組を応援する体制の充実を図ります。	(1) 市民同士の身近なつながりを広げる (2) 地域で支え合う活動を後押しする (3) 地域での温かな交流の場を広げる (4) 社会とのつながりを支援する (5) 地域づくりを応援する体制を充実する
☐ 困りごとを抱える人やその家族を支える地域づくりと、地域全体の生活課題を解決して暮らしやすい地域づくりを目指して、困りごとの相談窓口の周知と支援が必要な状況を早期に発見するアウトリーチ活動の充実を図ります。 ☐ 課題・ニーズへの包括的な支援と未然防止に向けて、災害時の支え合いを含め、関係団体、事業者、関係機関との協働体制の構築に取り組みます。 ☐ 福祉サービスや相談窓口等の情報が必要な人々に届く情報アクセシビリティ（利用しやすさ）の向上、安心して利用できる福祉サービスの質の向上に取り組みます。	(1) 地域課題や困りごとの発見・相談の仕組みを充実する (2) 市民、地域活動団体、関係機関等が協働する仕組みを充実する (3) 情報提供と福祉サービスの質の向上を図る
☐ 誰もが参画できる地域共生社会を目指して、互いを認め合い尊重する意識の醸成に取り組みます。 ☐ 当事者（高齢者、障害者、子ども、外国人等）とその家族が参画する地域づくりの実践、尊厳のある本人らしい暮らしを支える権利擁護の一層の推進に取り組みます。	(1) 誰もが暮らしやすい地域づくりを進める (2) 一人ひとりの権利が尊重される社会を形成する ＜成年後見制度利用促進基本計画＞
☐ 誰であっても地域の中で孤立せず、安心して暮らしていける地域づくりを目指して、社会を明るくする運動を中心に、官民一体で犯罪をした人等の支援に取り組みます。 ☐ 自然災害等に対する防災活動を通して、誰もが地域福祉に一步を踏み出すきっかけとなるよう取り組みます。 ☐ 当事者（高齢者、障害者、子ども、外国人等）とその家族の参画により市全体のユニバーサルデザインを進めます。	(1) 立ち直り支援の気運醸成とネットワークを構築する ＜再犯防止推進計画＞ (2) 緊急時に備え、日頃からのつながりを進める (3) 市全体のユニバーサルデザインを進める

地域福祉の4つのテーマ

テーマ1 地域内のつながり、市民同士の支え合いの一層の推進

◇地域福祉のキーポイント



- 身近な関わりを広げる
- 生活の中で支え合うきっかけをつくる



市民意識調査より



- 地域の中で気軽に交流できる機会を増やす
- 地域活動の活性化に向けた支援を強化する

- 地域のつながりを感じていない傾向がうかがえ、地域のつながりに対する意識が希薄化しつつある一方、“地域のつながりの必要性”を感じる市民は7割を超える。

テーマ2 ニーズ・課題の発見から相談・支援につなげる仕組みの検討

◇地域福祉のキーポイント



- 身近で利用しやすい相談体制を充実する
- 困りごとを早期に把握するアウトリーチ活動を充実する



関係団体調査より



- 市民、地域活動団体、関係機関等が協働する仕組みを検討する
- 情報アクセシビリティ（利用しやすさ）の向上を図る

- 地域で困っている課題への取組やサービスのアイデアとして、「孤立・ひきこもりを防ぐための支援」「居場所づくり」「ちょっとした相談ができる場」が上位を占める。

テーマ3 多様性の尊重、権利擁護の推進

◇地域福祉のキーポイント



- 男女平等、性的少数者等の理解促進、多文化共生と差別解消の気運を高める
- 「こどもまんなか社会」に向けた取組を進める



- 一人ひとりの権利を尊重する制度の普及を図る
- 権利擁護に向けた支援のネットワーク化を図る

市民意識調査より



- 将来の権利擁護制度の利用意向が全体で5割、病気で寝たきりの人がいる世帯では8割と多い。

テーマ4 安全・安心な暮らしを高める取組の充実

◇地域福祉のキーポイント



- 立ち直り支援のための気運醸成とネットワークを構築する
- 緊急時に備えて、日頃から顔が見える関係をつくる機会を増やす



- 官民の協力のもと、ハードとソフトのユニバーサルデザインを進める

市民意識調査より



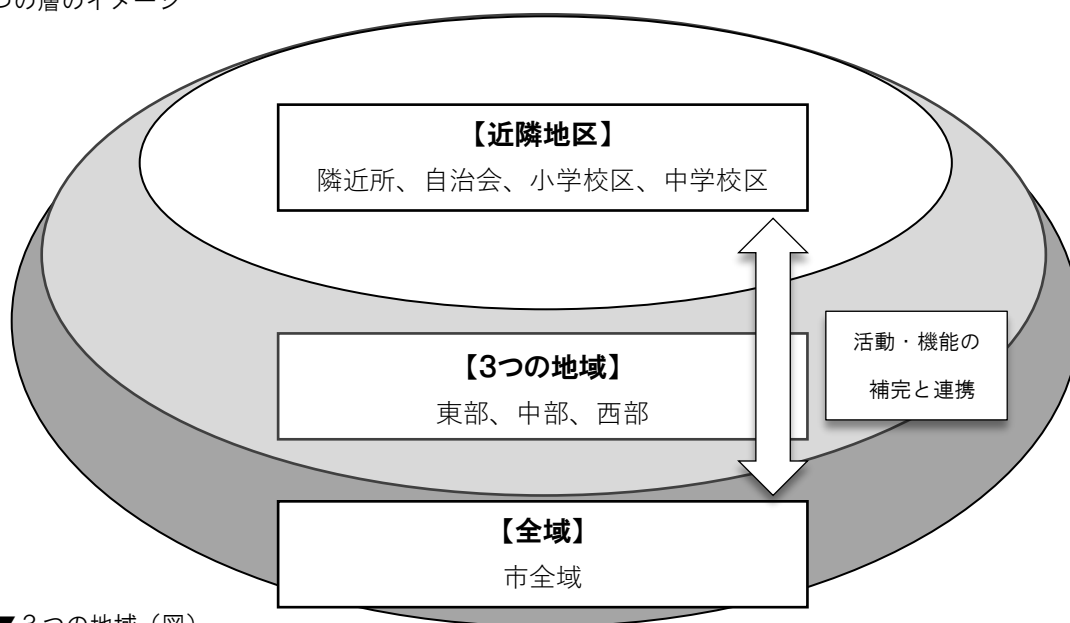
- 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支援する活動や民間協力者の市民の認知度は高くなく、浸透しているとはいえない。
- 市民の7割強は災害への何らかの備えをしており、地域防災活動に協力する意識を持っている。

地域福祉を推進する3つの層の考え方

地域福祉計画を着実に推進するため、地域福祉活動を3つの層で捉えます。それぞれの層では、制度や分野の枠を超えたつながりを育んでいきます。

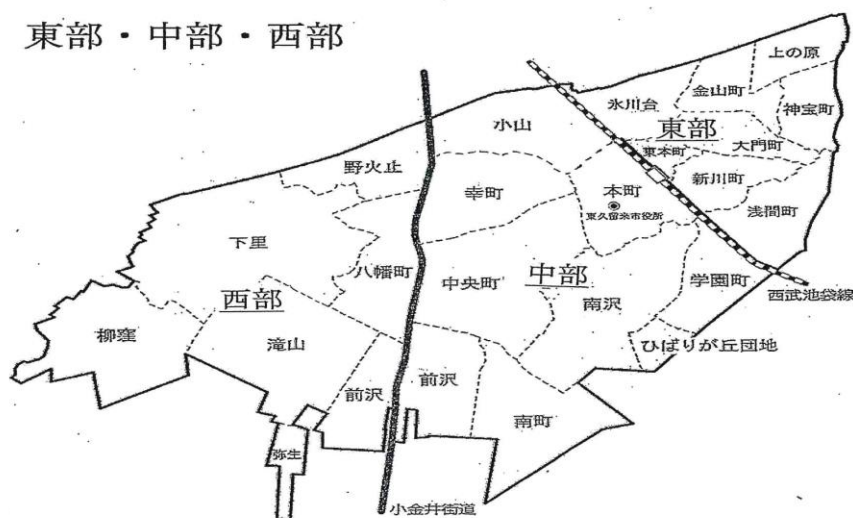
3つの層の中間にあたる【3つの地域】を設定します。【3つの地域】では様々な分野の地域資源の“横のつながり”を構築すると同時に、地域住民主体の【近隣地区】と行政等が主体の【全域】の活動が効果的に連動する“縦をつなぐ”役割を果たします。

▼3つの層のイメージ



▼3つの地域（図）

東部・中部・西部



重点取組 1

基本理念の実現を目指して、地域福祉を推進するうえで重点的に進める取組を定めます。

重点取組1 地域福祉コーディネーター機能 の充実

- ・ 多様化する生活課題に地域全体で対応できるよう、あらゆる福祉専門職が地域福祉コーディネーターの機能を高めるとともに、その先導役となる地域福祉コーディネーターの増加と活動の充実に重点的に取り組みます。

重点取組	方針
地域福祉コーディネーターによる地域支援 福祉総務課 ＜基本目標1(5)＞	住民の自主組織の活動を市全域に広げていくため、東久留米市社協と連携し、3つのエリア毎に地域福祉コーディネーターを配置する。
地域福祉コーディネーターの育成 福祉総務課 ＜基本目標1(5)＞	3つのエリア毎に地域福祉コーディネーターを配置できるように、東久留米市社協と連携して増員を図る。
地域福祉コーディネーターによる相談支援の実施 福祉総務課 ＜基本目標2(1)＞	3つのエリア毎にそれぞれの地域課題や地域資源を洗い出し、関係団体や関係機関との一層の連携を進める。 地域住民と協働して個別支援ができる仕組みづくりを進める。

重点取組 2

重点取組2 複合的な課題に対応する 仕組みの構築

- ・ 生活困窮者、孤独・孤立、ひきこもり等の複合的な要因があるケースへの包括的な支援と、潜在的な課題を解決する体制や資源開発を検討する多機関協働の仕組みを構築します。

重点取組	方針
生活困窮者自立相談支援事業の推進 福祉総務課 ＜基本目標2(1)＞	多機関連携による重層的な支援体制の構築に向け、庁内・関係機関との円滑な連携やネットワーク化、民生・児童委員、地域福祉コーディネーター事業（社会福祉協議会）等との協力体制の深化を図る。 身近な相談窓口や福祉関係機関と自立相談支援機関が連携し、生活困窮状態にある人の自立に向けた支援やつながりが途切れないようにすると同時に、就労支援やこどもの学習支援等により、生活保護世帯の自立に向けた一体的で切れ目のない支援を行う。
地域福祉コーディネーターによる各種団体運営支援 福祉総務課 ＜基本目標2(2)＞	複合的な要因のある孤独・孤立問題やひきこもりのケースに対応するため、家族会の活動支援の継続、3つのエリア毎に地域特有の資源の活用と関係団体等との連携を進める。
重層的支援体制整備事業の実施 福祉総務課ほか	潜在的な相談者に支援を届ける体制の検討、既存の協議体で対応が難しいケース等で包括的な支援の検討、社会資源の開発の検討のため、重層的支援体制整備事業を実施する。

重点取組 3

重点取組3 地域福祉に関わる人材の育成 と活動支援

- ・ 福祉分野共通の課題である担い手不足解消のため、支援者の現状や活動の周知、情報発信の強化、養成講習・研修の充実を図り、担い手の確保・育成に重点的に取り組みます。

重点取組	方針
民生・児童委員への活動支援 福祉総務課 ＜基本目標1(2)＞	国の委嘱基準（年齢、居住地、職場等）の見直しを注視しながら、民生・児童委員の定数確保に向けて、民生・児童委員活動の周知及び負担軽減の方法を検討する。
保護司への活動支援 福祉総務課 ＜基本目標1(2)＞ ＜基本目標4(1)＞	保護司会事務局の運営や保護対象者との面接場所の確保等の支援及び社会を明るくする運動等を通じて、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支援する活動の認知度の向上に努める。
認知症のある人の暮らしを支える地域づくり・人材育成 介護福祉課 ＜基本目標1(2)＞	高齢化に伴う増加も予想される認知症のある人の暮らしを支えるため、認知症サポーター養成講座の実施、認知症サポーターステップアップ講座未受講者への参加勧奨、キャラバンメイトを活用した認知症サポーター養成講座の推進、認知症のある人やその家族と、地域住民、医療・介護の専門職などが集う認知症カフェ等の情報発信を行う。
ゲートキーパー養成講習の実施 健康課 ＜基本目標1(2)＞	市民及び関係機関を対象とした講習を毎年開催し、地域にゲートキーパーの知識を持った市民及び関係者を増やし、支え合う地域づくりを目指す。 市職員対象の研修を毎年実施し、職員一人ひとりがゲートキーパーという意識を醸成していく。

施策展開▶基本目標1

『世代も分野も超える』 誰もがつながる地域づくり

(1) 市民同士の身近なつながりを広げる

市民同士が健康づくり、生涯学習、スポーツ、あるいは自治会の活動を通じて自然と知り合いになり、日常的なつながりに広がるような機会となる取組を進めます。

(2) 地域で支え合う活動を後押しする

自分たちで暮らしやすい地域にするための市民活動や市民同士で支え合う互助の活動が活発になるよう、地域福祉にかかる人材育成と、ボランティア等の活動の場づくりを進めます。

(3) 地域での温かな交流の場を広げる

地域住民が中心となっていく世代や国籍等を超えた交流や居場所づくりがさらに広がるよう、関係団体、事業者、関係機関と連携して学校や商店等の施設・スペースをはじめとする様々な地域資源を活用する取組を進めます。

また、居場所のネットワーク化や3つの地域それぞれで世代や分野を超えた人たちが交流できる場を支援していきます。

(4) 社会とのつながりを支援する

個人や家族の置かれた様々な状況によって周囲とつながりづらい人や、つながりたいけどそれができない状況にある人が地域や社会とつながりやすくなるよう、就労や教育等の支援の充実を図ります。

(5) 地域づくりを応援する体制を充実する

自治会活動の枠を超えて支え合う活動を一層進めるため、地域福祉コーディネーターの育成と活動しやすい環境整備を進めます。

施策展開▶基本目標2

『ともに支え合う』 地域課題や困りごとの発見・相談・支援の 仕組みの充実

（１）地域課題や困りごとの発見・相談の仕組みを充実する

困りごとを抱える人やその家族から相談を受け付ける窓口の周知を様々なルートから行います。相談窓口で専門以外の相談も受け付け、専門の相談機関等に円滑につなげる仕組みを一層強化します。

また、支援が必要な状況でありながら自らＳＯＳを発することが難しいケースや相談をあえてしないケースに対し、アウトリーチ活動（積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかける活動）を通じて、支援が必要な人やその家族の状況を早い段階で発見する取組を関係団体、事業者、関係機関と連携して進めます。

（２）住民、地域活動団体、関係機関等が協働する仕組みを充実する

多様化・複合化する地域課題や福祉ニーズに対する包括的な対応とともに、災害時の支え合いを含めた生活課題やニーズの発生を未然に防ぐことができるよう、関係団体、事業者、関係機関と協働して取り組む体制の充実を図ります。

（３）情報提供と福祉サービスの質の向上を図る

市民が知りたい福祉情報や利用したいサービス情報を迅速に入手できるように、本市（行政）が提供・発信する全ての情報のアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上を図ります。

また、利用者が市内で質の高い福祉サービスを利用できるように、福祉サービス事業者の円滑な運営とサービスの質の向上に対する取組の確認・支援を行います。

施策展開▶基本目標3

『誰もが主役になる』 多様性の尊重と権利擁護の推進

(1) 誰もが暮らしやすい地域づくりを進める

誰もが暮らしやすい地域共生社会を形成するため、あらゆる世代への啓発活動や対象者への支援を通じて、互いの違い、背景、価値観等を認め合う多様性の尊重の浸透、偏見や差別をなくす心のバリアフリーに取り組めます。

取組にあたっては、当事者（高齢者、障害者、こども、外国人等）やその家族、事業者等が参画する機会を設け、様々な意見を踏まえて、より良い地域づくりを進めるよう努めます。

(2) 一人ひとりの権利が尊重される社会を形成する

＜成年後見制度利用促進基本計画＞

◆計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や知的・精神障害等により判断能力が低下し、自分ひとりで契約や財産管理等が難しい人も本人らしく暮らせるように、本人の権利を法的に守る制度です。

本市は、誰もが尊厳のある本人らしい生活を継続しながら地域に参画できるよう、成年後見制度を含む権利擁護支援を東久留米市社協と連携する体制を整備し、情報共有や成年後見人の確保などに取り組んできました。令和4年度には中核機関業務を委託し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化なども進めているところです。この施策を「東久留米市成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけることで、地域福祉の取組と連動させながら、成年後見制度の利用促進を図るものとします。

◆中核機関の整備・運営方針

東久留米市社協に中核機関業務を委託して実施する体制を継続します。

◆主な取組

誰もが自分の意志を尊重され、地域社会で安心して暮らしていけるよう、相談支援、権利擁護事業や成年後見制度の利用促進、後見人等の育成、支援の円滑な実施に向けた地域連携ネットワークの充実を図ります。

◆推進体制

成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況を成年後見制度中核機関運営委員会に報告します。また、今後の法制度の変更等を踏まえて、一人ひとりの権利を適切に守ることのできる仕組みを検討・実施します。

施策展開▶基本目標4

『東久留米の地域づくり』 安心して暮らし続けられる基盤づくり

(1) 立ち直り支援の気運醸成とネットワークを構築する

<再犯防止推進計画>

◆計画策定の趣旨

本市では長年、民間協力者である保護司と協力して、犯罪や非行の防止と立ち直りを支えることを目的とする「社会を明るくする運動」を進めてきました。今後も保護司をはじめ、関係機関や関係団体等と連携して、地域社会で孤立することなく、必要な支援を受けながら社会復帰を果たす環境づくりを進める必要があります。この施策を「東久留米市再犯防止推進計画」として位置づけることで、再犯防止に必要な福祉サービスや就労・住居確保の支援等を地域福祉の取組と連動させて進め、再犯防止という視点から誰もが参画する地域の実現を目指すものとします。

◆再犯防止施策の対象者

犯罪をした人、非行のある少年、非行少年であった人で、市内に居住する（見込みのある）人です。

◆主な取組

犯罪をした人等が地域の中で孤立せずに地域社会で暮らしていけるよう、多くの分野と連携して包括的な再犯防止の地域づくりを進めます。

取組にあたっては、保護司や民間協力者が安心して活動できる環境や、犯罪をした人等のプライバシーの配慮等を勘案して、持続可能な支援を目指します。

◆推進体制

再犯防止推進計画は、地域福祉計画の進行管理と連動させて推進します。

(2) 緊急時に備え、日頃からのつながりを進める

防災訓練や防災活動をきっかけに日頃からの地域住民同士のつながりが強まり、緊急時も平時も互いに支え合う地域福祉に誰もが一步を踏み出せるような創意工夫に努めます。

また、避難行動要支援者（災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等）の名簿を作成しておき、平時から個別の避難支援体制を整えておく避難行動要支援者支援事業を地域と連携して進めます。

（３）市全体のユニバーサルデザインを進める

市全体でユニバーサルデザイン⁽¹⁾を進めるため、地域公共交通の充実、当事者（高齢者、障害者、こども、外国人等）とその家族の視点を踏まえた公共施設・公園等のバリアフリー化、安全な歩行空間の確保に取り組むとともに、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

¹ ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように都市や生活環境をデザインすること（障害をなくすバリアフリーの考え方も包含）。国では、ユニバーサル社会実現推進法（平成 30 年 12 月施行）に基づき、障害者、高齢者等にとって日常生活や社会生活を営む上での社会的障壁（障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念等）を除去し、教育、就業、社会参画、言語、意思疎通、情報、防災、選挙等において自立した日常生活及び社会生活が確保される社会を目指している。

計画の推進方策

1 協働を基盤とする計画の推進

誰もが地域でいきいきと安心して暮らしていくために、市民、関係団体、事業者、関係機関、市がそれぞれに主体的に創意工夫し、相互に協働を基盤に地域福祉を推進します。

2 計画の進行管理

本市の地域福祉の考え方や市内の様々な地域福祉活動については、市報、市のホームページ、SNS、メディア、関係団体等を通じて広く周知し、地域福祉の普及に努めます。

計画担当課において、毎年、計画の施策・事業の実施状況を点検し報告を受け、庁内関係課と連携して、施策・事業の改善に反映します。

今後、社会情勢の大きな変化や、関係する法律・制度の改正等が進むことから、計画策定から5年後（令和11（2029）年度）を目途に本計画の見直しの必要性を検討します。本計画を見直す場合は、当事者を含む市民、関係団体、事業者、関係機関等の意見を踏まえて行います。

東久留米市地域福祉計画（第4次改定）【概要版】

〔東久留米市成年後見制度利用促進基本計画、東久留米市再犯防止推進計画〕

発行月：令和7年2月

発行：東久留米市

編集：東久留米市福祉総務課